

研究評価の大綱的指針の概要と放射線利用推進専門部会等で評価を行う際の基本的考え方

国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針(平成9年8月、内閣総理大臣決定)の概要			放射線利用推進専門部会等で評価を行う際の基本的考え方
第1章 本指針の位置付けと目的	1. 科学技術基本計画と本指針の位置付け	科学技術会議の提議を図るためには、国費が投入された研究開発活動について、厳正な評価を実施し、その結果を適切に活用することにより、より優れた成果を挙げていくことが必要。 指針は、こうした評価を実施する上でのガイドラインとなり、科学技術基本計画の目的(新たな研究開発システムの構築等)を達成する重要な柱となるもの。	
	2. 本指針策定の目的と意義	(1) 目的 評価実施主体が行う研究開発課題及び研究開発機関の評価について、外部評価の導入、評価結果の公開、研究資金等の研究開発資源の配分への適切な反映等を求めることにより、研究開発評価の一層効果的な実施を図る。 (2) 意義 ① 国の研究開発資金の重点的・効率的配分 ② 柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境の実現 ③ 研究開発への国費の投入に関する国民の理解と支持	研究評価は、以下の目的で行う。 ① 国の研究開発資金の重点的・効率的配分 ② 柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境の実現 ③ 研究開発への国費の投入に関する国民の理解と支持
第2章 本指針が対象とする国の研究開発		国費によって実施される研究開発全般(国立試験研究機関、国立大学、特殊法人等が実施する研究開発のほか、民間機関や公的試験研究機関等で国費等の支出を受けて実施される研究開発等も含む)	国立試験研究機関が原子力試験研究費により推進する研究開発課題のうち、食品照射、がん対策、農林水産、医学利用、工業利用、環境対策等の放射線を利用するもの。
第3章 評価実施主体、研究者及び評価者の責務		評価実施主体：評価のための具体的な仕組みを整備し、厳正な評価を実施。国民に対する積極的な情報提供。本指針策定の目的と意義達成への努力。 研究者：評価の重要性を十分に認識し、自発的かつ積極的に協力 評価者：厳正な評価の実施。研究者を励まし適切な助言。後の評価者による評価と、最終的には国民による評価のあることを認識。	評価実施主体：専門部会等及びその下に設置するWG 研究実施主体：国立試験研究機関 被評価者：放射線利用研究の実施又は実施予定の研究者 事務局：科学技術庁

国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針(平成9年8月、内閣総理大臣決定)の概要	放射線利用推進専門部会等で評価を行う際の基本的考え方
第4章 評価の在り方 1. 基本的考え方 各評価実施主体においては、評価目的、評価者、評価時期、評価方法及び評価結果の取扱いをそれぞれ明確にした評価の具体的な実施方法を定める。その際に以下の点を留意すべき。 ① 評価基準・過程が外部からも分かる透明性のある明確な評価の実施方法の確立 ② 第三者を評価者とする外部評価の導入 ③ 国民に評価結果等を積極的に公開するなど開かれた評価の実施 ④ 研究開発資源の配分への反映等評価結果の適切な反映 なお、大学等については、上記の基本的考え方を踏まえつつ、自主性の尊重などその特性に十分配慮	
2. 評価実施上の共通原則 (1) 評価対象の設定 何を評価するかを、明確かつ具体的に設定 (2) 評価目的の設定 評価結果をどのように活用するかを十分念頭に置きつつ、具体的な評価目的を明確に設定 (3) 評価者の選任等 原則として外部専門家を評価者とし、大規模かつ重要なプロジェクトについては、評価者に更に外部有識者を加えるとともに、国民各般の意見を評価に反映。 一定の明確な任期を設定するとともに、原則として評価者の氏名を公表。 (4) 評価時期の設定 研究開発課題については、原則として事前・事後の評価のほか、5年以上の期間を有するもの等は、3年程度を一つの目安として定期的に中間評価を実施。 研究開発機関については、3～5年程度を一つの目安として、定期的に評価を実施。	(1) 評価対象の設定 国立試験研究機関が原子力試験研究費により推進する研究開発課題のうち、食品照射、がん対策、農林水産、医学利用、工業利用、環境対策等の放射線を利用するもの。また、事前評価を重点的に実施。 (2) 評価目的の設定 ① 国の研究開発資金の重点的・効率的配分・ ② 柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境の実現 ③ 研究開発への国費の投入に関する国民の理解と支持 (3) 評価者の選任等 ① 評価WGの専門委員は、放射線利用研究に精通し、かつ、原則として研究実施機関の役職員以外であること。 ② 評価WGの専門委員の任期を設定する。 ③ 評価WGの専門委員の氏名は公表する。 (4) 評価時期の設定 ① 事前評価 前年度の第1四半期 ② 中間評価 実施する場合は、研究実施機関が実施した中間評価の後 ③ 事後評価 実施する場合は、研究実施機関が実施した事後評価の後

国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針(平成9年8月、内閣総理大臣決定)の概要	放射線利用推進専門部会等で評価を行う際の基本的考え方
(5) 評価方法の設定 評価目的や評価対象に応じて、具体的な評価方法(評価項目、評価基準、評価手続、評価方法)を明確に設定 (6) 評価結果の取扱い ① 評価結果の適切な活用(研究開発資源の配分見直しや、研究開発計画の適正化、研究開発制度の改善、研究開発機関の運営改善等への反映) ② 評価結果の公開(政府公刊物としての公表など、国民に分かりやすい形での積極的な情報提供) ③ 評価結果等の被評価者への開示 (7) 評価実施体制の充実 規程等の整備、評価のための参考資料のデータベースの構築、評価活動に参画する研究者への支援措置、要員や予算の確保等	(5) 評価方法の設定 ① 評価項目・評価基準 ○チェックシートを用意する等、被評価者にも分かり易く、簡易なシステムにする。 ② 評価手続・評価方法 a) 全体 ○評価WGは、評価結果を専門部会等に報告 ○専門部会等は、評価WGの報告を基に、評価結果を確定 ○事務局は、各課題の放射線利用研究における位置付け図を提出 b) 事前評価 ○被評価者は自ら作成した調査票等と研究実施機関が行った評価結果を用い評価WG等に説明 c) 中間評価、事後評価 ○研究実施機関は評価を実施 ○評価WGは適宜被評価者から聴取することができる。 (6) 評価結果の取扱い ① 事務局は、評価結果を踏まえ、研究資源の配分を行うとともに被評価者と研究計画等の調整を行う。 ② 個人情報、知的財産権の取得等に配慮しつつ、評価結果、特許等は公開する。 ③ 評価結果の検討過程である資料(WG等の評価結果(個票))は、被評価者及び研究実施機関に開示する。 (7) 評価実施体制の充実 評価実施のための要員・予算の確保等が必要不可欠である。
3. 留意すべき事項 (1) 評価に伴う過重な負担の回避 本来の研究開発活動に支障が生じないよう十分な注意 (2) 研究開発の性格等に応じた適切な配慮 研究開発の特性等に応じた柔軟な評価の重要性等	(1) 評価に伴う過重な負担の回避 評価目的に鑑み、研究開発活動に支障が生じないようにする。このため、中間評価及び事後評価については、研究実施機関が行う評価結果を中心に被評価者から聴取することとする。 (2) 研究開発の性格等に応じた適切な配慮 基礎研究、応用研究等、研究のフェーズに応じた評価が重要。

国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針(平成9年8月、内閣総理大臣決定)の概要	放射線利用推進専門部会等で評価を行う際の基本的考え方
(3) 数値的指標の活用 数値的指標の有効活用及び定性的側面の評価を含めた総合的判断の必要性 (4) 試験調査や短期間では業績を上げにくい研究開発の評価 一般的な研究開発活動の評価の際に使用される評価指標とな異なる評価指標を用いる配慮が必要 (5) 人間の生活・社会及び自然との調和 科学技術と人間の生活・社会及び自然との調和を図るため、評価に人文・社会科学の視点を織り込む必要性	(3) 数値的指標の活用 定量的評価手法には、一定の客観性があり、評価の参考資料として有効に活用することとする。 (4) 試験調査や短期間では業績を上げにくい研究開発の評価 (本研究分野では、該当しないものと考えられる。) (5) 人間の生活・社会及び自然との調和
第5章 研究開発課題の評価 1. 競争的資金による研究開発課題の評価 事前評価だけでなく、短期間又は小額のものを除き中間及び事後の評価も徹底。制度自体の在り方等の評価は外部有識者を加えて実施 2. 重点的資金による研究開発課題の評価等 相対的に高額のものが少なく、慎重な評価が必要。大規模なものは全体の研究開発の在り方等について定期的に評価し、継続の判断、見直し等に反映。 3. 国を挙げて実施するプロジェクト等の特に大規模かつ重要なプロジェクトの評価 研究開発を実施する主体から独立した組織(外部専門家、外部有識者等による構成)による特に厳正な評価、早い段階から広く国民の意見を評価に反映、3年程度の期間を目安に中間評価。プロジェクトの継続の是非を含め、見直しに反映。 4. 基盤的資金による研究開発課題の評価 学会等における評価等を基本。	(競争的資金に相当) 一課題毎の予算は比較的少額であり、また、研究開発活動に支障を生じないようにするため、中間評価及び事後評価は、原則として研究実施機関が実施した評価の報告を受けることに留める。
第7章 本指針の見直し等 科学技術会議は、評価の実施状況についてフォローアップを行い、必要に応じ、指針の見直しを行う。	専門部会等は、評価結果を原子力委員会に報告する。